

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年6月26日

**【会社名】** ソフトバンク・テクノロジー株式会社

**【英訳名】** SoftBank Technology Corp.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 CEO 阿多 親市

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

**【電話番号】** 03(6892)3061

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営企画本部長 清水 哲也

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

**【電話番号】** 03(6892)3061

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 経営企画本部長 清水 哲也

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

2019年6月17日開催の当社第31期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ. 配当財産の種類

金銭

ロ. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり20円

総額396,786,420円

ハ. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月18日

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

ソフトバンクグループの群戦略を推進するうえで、自立的な経営を強化し、親会社とともに強固な戦略的シナジーグループを形成することを目的として、2019年10月1日より、商号を「SBテクノロジー株式会社」に変更するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>ソフトバンク・テクノロジー株式会社</u> と称し、英文では、 <u>SoftBank Technology Corp.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>SBテクノロジー株式会社</u> と称し、英文では、 <u>SB Technology Corp.</u> と表示する。
	附則 <u>第1条(商号)の変更は、2019年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

※下線は変更部分を示すものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、阿多親市、佐藤光浩、後藤行正、喜多村晃、児玉崇、金子公彦、鈴木茂男、宗像義恵を選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く)に対し、2012年6月20日開催の第24期定時株主総会で承認を受けたストックオプションのための報酬等として新株予約権付与のための年額80百万円を上限とする報酬枠に代えて、譲渡制限付株式を付与するための報酬枠を、年額80百万円を上限として設けるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	163,236	94	165	(注) 1	99.84%
第2号議案	163,232	128	165	(注) 2	99.82%
第3号議案					
阿多 親市	137,964	25,396	165		84.37%
佐藤 光浩	159,633	3,727	165		97.62%
後藤 行正	159,377	3,983	165		97.46%
喜多村 晃	159,633	3,727	165	(注) 3	97.62%
児玉 崇	159,616	3,744	165		97.61%
金子 公彦	159,614	3,746	165		97.61%
鈴木 茂男	143,325	20,035	165		87.65%
宗像 義恵	159,735	3,625	165		97.68%
第4号議案	160,787	2,573	165	(注) 1	98.33%

- (注) 1. 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2の賛成であります。
3. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
4. 上記賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数には、本総会前日までの事前行使数および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数のほか、本総会閉会後のアンケート調査に基づく当日出席の株主の議決権の数を加算しております。なお、アンケートの未回収等により、賛否の意思確認ができていない議決権の数は、棄権に含めて表示しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。

以上